

65歳以上の方(第1号被保険者)

介護保険の保険料が変わりました

平成17年度旧5町村基準額	
旧赤岡町	53,900円
旧香我美町	40,800円
旧野市町	48,200円
旧夜須町	41,280円
旧吉川村	51,400円

介護保険料は3年ごとに見直しています。

今回の改定は、今後3年間に必要とされる費用額(介護サービスに要する費用)高齢者数により合併5町村を統一して算定しました。要介護認定者数は、平成15年度1,341人から平成20年度には1,774人に増加する見込みです。

また、これに伴い保険給付費も平成15年~17年度6,259,823千円から平成18~20年度8,031,812千円へと大幅に増加する見込みで、保険料増額の主な要因となっています。

香南市で今後3年間に必要と見込まれる費用額 8,031,812千円	×	負担分 19%	÷	所得区分等により調整した高齢者数(3年間のべ) 24,577人	=	香南市保険料(今後3年間)基準額 54,000円
		財政安定化拠出金・徴収率、調整交付金等により算定した基準額 1,329,850千円				

低所得者の負担能力に配慮し、今までの第2段階が細分化され、5段階から6段階になります。

従来の区分	新しい区分	対象者	年額【香南市】(円)		
			18年度	19年度	20年度
第1段階	第1段階	生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者でその属する世帯全員が住民税非課税者	27,000	27,000	27,000
第2段階	第2段階	世帯全員が住民税非課税で合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方	27,000	27,000	27,000
	第3段階	世帯全員が住民税非課税で第2段階以外の方	40,500	40,500	40,500
第3段階	第4段階	世帯の誰かが住民税課税者で本人は住民税非課税者の方	35,640	44,820	54,000
		激変緩和措置 第1段階からの対象者 第2段階からの対象者 第3段階からの対象者	44,820	49,140	
激変緩和措置の対象者以外の方			54,000	54,000	
第4段階	第5段階	本人が住民税課税者で合計所得額が200万円未満の方	40,500	54,000	67,500
		激変緩和措置 第1段階からの対象者 第2段階からの対象者 第3段階からの対象者 第4段階からの対象者	49,140	58,320	
激変緩和措置の対象者以外の方			67,500	67,500	
第5段階	第6段階	本人が住民税課税者で合計所得金額が200万円以上の方	81,000	81,000	81,000

(注)激変緩和措置とは、税制改正による65歳以上の非課税限度額(所得金額:125万円)の廃止などに伴い、従来は住民税非課税であった方が、住民税課税者となり保険料段階が上昇し、保険料が増えるため、段階的に保険料を引き上げる制度です。



老齢(退職)年金

遺族年金
(平成18年度より)

障害年金
(平成18年度より)

新たに遺族・障害年金が加わりませんが、天引きは平成18年10月から始まります。

介護保険料の特別徴収(年金から天引き)の対象となる年金が拡大されます



シリーズ「地域包括支援センター」ってどんなところ?

生活のなかで、困っていることや心配なことなどはありませんか? たとえばこんな悩み...

最近足腰が弱って買い物に行くのがおっくうになってきた...

認知症の父親のはいかがいひびく困っているなにか良いサービスを紹介しますか?

介護保険の申請をするにはどうしたらいいのかなあ...

仲間や友だちがほしい市の事業やサークルに参加したい

介護のサービス事業者に不満があるがどうしたらよいかわからない

先月から地域包括支援センターの役割について紹介しています。

今回は **なんでもご相談ください(総合相談・支援事業)** についてご紹介します。

センターでは、高齢のみならずやその家族、近隣に暮らす人々の相談をお受けしています。介護に関する相談や心配ごと、悩み以外にも健康や福祉、医療や生活に関することなど、なんでもご相談ください。また、各支所に保健師が必ず配置されており、市役所まで相談に行くのは遠い! という方はまずは支所の保健師にご相談ください。



なんでも相談においでください

お問い合わせ先
保険医療課 地域包括支援センター
☎ 57・8511

更新手続きをお願いします

老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は7月31日です

引き続き入院の必要がある場合は更新手続きをしてください。また、減額認定証の交付を受けていない人で、市民税非課税世帯に該当する場合も申請ができます。

手続き期間 7月14日(金)~7月31日(月)
午前8時30分~午後5時15分
ただし、土日・祝日は除く

手続きに必要なもの
保険証・老人医療受給者証・印鑑
老人医療の限度額適用・標準額減額認定証(すでに交付を受けている人のみ)

認定証は毎年更新手続きが必要です
問い合わせ先
保険医療課 老人医療係 ☎ 57-8510



いきいき百歳体操山北会

毎週火曜日に香我美町山北公民館で開催されている『いきいき百歳体操山北会』はこの7月で開催2年目を迎えます。始まりは町内の高齢者運動教室事業でしたが、開催期間が終わった後、このままやめてはもったいないと参加者が立ち上がり、今では46人ものに成長しました。平均年齢は75歳。みんな歌を歌ってリズムをきざんで体操したり、先生と一緒に冗談を言いながら体を動かします。

会長の桑名孝雄さんは「この会はお互いを年寄り扱いをしない。自分のペースで続けて参加することが体調管理につながる」と言われました。参加してつまづかなくなったという声も聞かれ、ますます元気に活動しています。

